

技術評価報告書

申込者： 第一高周波工業 株式会社 代表取締役社長 平山鋼太郎
東京都中央区日本橋馬喰町 1-6-2 吉野第一ビル 4階

技術名称： Tヘッド定着工法 RC 構造設計指針(2025年)

当法人「建築構造技術審議委員会」において慎重審議の結果、2024年12月24日付けの技術評価書(SABTEC 評価 23-02R1)の通り、一般社団法人建築構造技術支援機構「建築構造技術検証要綱」で定めた技術基準と照らし合わせ、本技術は妥当なものであると判断されたことを報告する。

2024年12月24日

一般社団法人
建築構造技術支援機構

代表理事 益尾 潔

建築構造技術審議委員会

委員長	窪田 敏行	近畿大学	名誉教授
副委員長	田才 晃	横浜国立大学	名誉教授
委員	磯 雅人	福井大学大学院工学研究科	教授
〃	岸本 一蔵	近畿大学建築学部建築学科	教授
〃	田中 剛	神戸大学大学院工学研究科	教授
〃	都祭 弘幸	福山大学工学部建築学科	教授
〃	三谷 勲	神戸大学	名誉教授

Tヘッド定着工法 専門部会

主査	磯 雅人	福井大学大学院工学研究科	教授
委員	岸本一蔵	近畿大学建築学部建築学科	教授



技術評価書

申込者： 第一高周波工業 株式会社 代表取締役社長 平山鋼太郎
東京都中央区日本橋馬喰町1-6-2 吉野第一ビル 4階

技術名称： Tヘッド定着工法 RC構造設計指針(2025年)

技術概要： Tヘッド工法鉄筋は、Tヘッド工法鉄筋加工装置を用いて高周波誘導加熱によって素材鉄筋先端を拡径加工し、主として拡径部の支圧抵抗によって定着耐力を確保している。当初、Tヘッド定着工法は、Tヘッド定着実験とTヘッド定着工法によるト形、T形、L形接合部実験を基に、清水建設(株)と第一高周波工業(株)で共同開発され、GBRC性能証明第01-11号(2001年11月6日)を取得している。

一方、SABTEC評価23-02(2024年3月28日)は、SABTEC機械式定着工法RC構造設計指針3章～15章と同様に規定したTヘッド定着工法RC構造設計指針(2024年)、ならびにTヘッド工法鉄筋製造管理規定(2024年)について第一高周波工業(株)単独で取得し、SABTEC評価23-02R1(2024年12月24日)は、Tヘッド定着工法柱主筋外定着方式L形接合部実験を基に、柱梁主筋外定着方式編を適用範囲に追加し、Tヘッド定着工法RC構造設計指針(2025年)について取得している。

本委員会は、一般社団法人建築構造技術支援機構「建築構造技術検証要綱」で定めた技術基準と照らし合わせ、下記の通り、本技術は妥当なものであると判断した。

2024年12月24日

一般社団法人
建築構造技術支援機構
建築構造技術審議委員会
委員長 窪田 敏行

記

評価方法： 申込者提出の下記資料によって、技術評価を行った。
Tヘッド定着工法 RC構造設計指針(2025年)
これらの資料には、本技術の目標性能達成の妥当性を確認した技術資料がまとめられているとともに、専門部会資料が提出されている。

評価内容： 申込者提案のTヘッド工法鉄筋は、鉄筋母材の規格引張強さに相当する荷重を受けても損傷せず、本工法設計指針によって設計されるTヘッド工法鉄筋を用いた異形鉄筋の定着部は、設計で保証すべき長期荷重時、短期荷重時および終局耐力時の要求性能を満足すると判断される。

技術評価内容

申込者

第一高周波工業 株式会社
代表取締役社長 平山鋼太郎
東京都中央区日本橋馬喰町 1-6-2 吉野第一ビル 4階

技術名称

Tヘッド定着工法 RC構造設計指針(2025年)

適用範囲

- 建築物の構造 鉄筋コンクリート造、プレストレストコンクリート造、およびそれらのプレキャストコンクリート造
- 使用材料 コンクリートの設計基準強度：21 N/mm²以上、かつ、60 N/mm²以下
鉄筋：(種類) SD295、SD345、SD390、SD490
(呼び名) D13～D41
- 適用箇所 柱梁接合部への大梁主筋の定着、柱梁接合部および基礎への柱主筋の定着、梁への梁主筋の定着、柱、梁および壁への壁筋の定着、梁への小梁主筋およびスラブ筋の定着、アンカーボルトの定着

技術評価の主な審議事項

今回の技術評価では、Tヘッド定着工法 RC構造設計指針(2025年) 総則・材料編、基本設計編、応用設計編および柱梁主筋外定着方式編の妥当性を確認している。

技術評価の経過

2024年8月26日開催の第64回建築構造技術審議委員会(以下、本委員会と略記する)において、申込者提出の技術資料について検討し、詳細検討は専門部会を設けて行うこととした。専門部会では、本委員会での指摘事項を踏まえて修正された技術資料について審議を行い、結果を2024年12月24日開催の第65回建築構造技術審議委員会に報告した。

建築構造技術審議委員会では、申込者提出の技術資料について慎重に審議を行い、本技術は妥当なものであると判断した。

以上